

俳句の添削事件

東京地裁平成9年8月29日

去来抄には、去来の「**風の地迄おとさぬしぐれ哉**」という句を松尾芭蕉が「地迄とかぎりたる迄の字いやし」と言って「**風の地にもおとさぬしぐれ哉**」と直した旨の記述がある。このように、芭蕉は、連句一卷の捌き手として連衆の句を遠慮なく添削していたといわれ、**芭蕉の頃から俳句の世界では、添削が行われていた**

添削とは、作者以外の人によって、ことばを加えたり削ったりして詩歌などを改めることをいい、俳句の世界においては、俳句の学習指導の方法として、学習者が創作した俳句を指導者が添削し、学習者において、原句と添削後の句との違いを吟味することによって、表現力等を養うという方法が広く行われてきた

俳句界における添削指導の慣行、雑誌等の投句欄の入選句選定に際して添削が一般的である実情からして、俳句を改変した行為は**同一性保持権**の侵害にあたらない

『去来抄』 向井去来が松尾芭蕉からの伝聞、蕉門での論議、俳諧の心構え等をまとめた俳諧論書

法政大論文事件**同一性保持権**

東高031219

学生の研究論文を、表記の統一ため句読点を含め変更することは教科用の図書の場合と異なり**同一性保持権**侵害となる。

「**著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる改変**」の意義についてみると、20条2項の規定が1項に規定する同一性保持権による著作者の人格的利益保護の例外規定であり、かつ、例外として許容される改変における著作物の性質、利用の目的及び態様に照らすと、同条4号の「**やむを得ないと認められる改変**」に該当するというためには、利用の目的及び態様において、著作権者の**同意を得ない改変を必要とする要請**がこれらの法定された例外的場合と同程度に存在することが必要であると解するのが相当というべきである。

本件論文は大学における学生の研究論文であり、また、本件雑誌が大学生を対象としたものであることからすると、利用の目的において、教科用の図書の場合と同様に改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難いし、また、**他の論文との表記の統一**がいかなる理由で要請されるのかも明確ではない。

ときめきメモリアル

最三判130213

メモ리카ードの使用はゲームソフトの同一性保持権を侵害

ゲームを行う主人公(プレイヤー)が架空の高等学校の生徒となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式の当日、この女生徒から愛の告白を受けることを目指して、3年間の勉学や出来事、行事等を通してあこがれの女生徒から愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるという内容の**恋愛シミュレーションゲーム**

プレイヤーが到達したパラメータの数値いかににより女生徒から愛の告白を受けることができるか否かが決定され、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開されるメモ리카ードの使用によって、ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、その結果、本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらす

専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモ리카ードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置くことは、他人の使用によるゲームソフトの**同一性保持権の侵害を惹起した**ものとして、**不法行為に基づく損害賠償責任を負う**



205 最判H13/2/13 ときめきメモリアル事件

観音像仏頭部挿げ替え事件

知財高裁220325

お寺にある観音像について、お寺の**檀家から目が怖い**という理由で、お寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え、元の仏頭部を檀家があまり見ることのない別のお堂に載置した場合、元の観音像制作者は、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた場合、いかなる判断が適切か

仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において原状回復措置を命ずることは、**適当ではない**

元の作者の名誉、声望を維持するためには、**事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りる**



地裁判断の、**仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置、公衆の閲覧に供することの差止め**については、**いずれも、名誉、声望を回復するための適当な措置等とはいえない**

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018 (60条)

著作者人格権、公表権

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」で公開した
私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

本件各手紙が、**もともと私信**であって公表を予期しないで書かれたものであることに照らせば、例えば、本件手紙には、「**貴兄が小生から、かういふ警告を受けたといふことは極秘にして下さい。**」との記載がある。このような記載は、少なくとも書かれた当時は公表を予期しない私信であるからこそ書かれたことが明らかである。

本件各手紙の**公表が意を害**しないものと認めることはできない。



文芸春秋

200 東京高判H12/5/23 三島由紀夫手紙事件

中田英寿事件 公表権

東京地裁120229

公表権の侵害について

1 公表権の侵害は、公表されていない著作物又は著作者の同意を得ないで公表された著作物が公衆に提供され又は提示された場合に認められる(18条1項)。

本件詩は言語の著作物(10条1項1号)であるから、これが発行された場合に公表されたといえる(4条1項)ところ、右の「発行」とは、**その性質に応じて公衆の要求を満たす程度の部数の複製物が作成され、頒布されたことをいい**(3条1項)、さらに、「公衆」には、特定かつ多数の者が含まれるとされている(2条5項)。

2 これを本件についてみるに、本件詩は、平成3年度の甲府市立北中学校の「学年文集」に掲載されたこと、この文集は右中学校の教諭及び同年度の卒業生に合計**300部以上配布**されたことが認められる。

右認定の事実によれば、本件詩は、300名以上という**多数の者**の要求を満たすに足りる部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる。また、本件詩の著作者である原告は、本件詩が学年文集に掲載されることを承諾していたものであるから、これが右のような形で公表されることに同意していたといえることができる。

発行所	発行者	著者	題号
株式会社ラインブックス	高部務	高部務	「中田英寿 日本をフランスに導いた男」

200 東京地判H12/2/29 中田英寿事件